

## 6. 準備書面他 資料目録

・公開の可否について

○…公開 ×…非公開 △…審査のうえ公開の可否を判断

資料番号	表題	作成年月日	作成者（差出人）・著者	内容	公開の可否	資料の形態
2-6-1	答弁書	1984/3/2	被告ら訴訟代理人 下飯坂常世	訴状に対する答弁	○	8枚ホッチキス止め
2-6-2	求釈明申立書	1984/3/2	被告ら訴訟代理人 下飯坂常世	請求の原因に対する釈明請求	○	3枚ホッチキス止め
2-6-3	訴状訂正申立書	1984/3/3	原告ら訴訟代理人 弁護士 一井淳治	弁護士の氏名、原告の請求額、生年月日の修正など	×	2枚ホッチキス止め
2-6-4	意見陳述書	1984/3/27	原告ら訴訟代理人 弁護士 一井淳治	弁護士一井淳治・山崎博幸・野呂汎・関田政雄・鈴木繁治、原告 井上緑・河野秀雄・兼信哲也・兼信美由紀・高橋三治が意見を述べる	△	24枚紐綴じ
2-6-5	意見陳述書	1984/3/29	原告ら訴訟代理人 弁護士 鈴木守	川崎製鉄の汚染について	○	4枚ホッチキス止め
2-6-6	意見陳述書	1984/3/29	原告ら訴訟代理人 弁護士 鈴木堯博	公害裁判の発展と本件訴訟の役割（要旨）	○	3枚ホッチキス止め
2-6-7	陳述書	1984/3/29	関田政雄	日本の公害行政と差し止め請求について	○	20枚ホッチキス止め
2-6-8	意見陳述書	1984/3/23	被告ら訴訟代理人 下飯坂常世	審議開始にあたっての問題点の指摘	○	13枚ホッチキス止め
2-6-9	証拠説明書（1）	1984/5/26	原告ら訴訟代理人 弁護士 一井淳治	甲号証A1～47 B1～18 の標目および証拠説明	○	12枚ホッチキス止め
2-6-10	意見陳述書	1984/5/26	原告ら訴訟代理人 弁護士 一井淳治	原告吉井久枝の陳述	△	3枚ホッチキス止め
2-6-11	証拠の申し出（臨床尋問）	1984/5/30	原告訴訟代理人 弁護士 一井淳治	原告滝本利夫の臨床尋問について。1人証の表示 2立証の趣旨 3尋問の場所、時間 4臨床尋問の必要性 5尋問事項	△	2枚ホッチキス止め
2-6-12	求釈明申立書についての補充書	1984/7/24	被告ら訴訟代理人 弁護士 下飯坂常世	原告の準備書面（一）に対する被告の反論と答弁書及び求釈明申立書の補充	○	3枚ホッチキス止め
2-6-13	証拠説明書（二）	1984/月日未詳	原告ら訴訟代理人 弁護士 一井淳治	甲号証E1～E37 の標目および証拠説明	○	7枚ホッチキス止め
2-6-14-1	書証認否書（第一）	1984/10/3	被告ら訴訟代理人 弁護士 下飯坂常世	各甲号証について成立を認めるもの、成立は不知のもの、書証と証拠説明書との間に相違があるものを列挙	○	3枚ホッチキス止め
2-6-14-2	検証の申立	1984/10/3	原告ら代理人 弁護士 一井淳治	1証すべき事実 2検証の目的物 3検証によって明らかにしようとする事項	○	2枚ホッチキス止め
2-6-15-1	臨床尋問の申立	1984/10/3	原告ら代理人 弁護士 一井淳治	人証 原告木村多加志の臨床尋問の申立	△	2枚ホッチキス止め
2-6-15-2	証拠申出書	1984/9/28	原告訴訟代理人 弁護士 一井淳治	人証 丸屋博、福田博の申出	△	1枚ホッチキス止め
2-6-15-3	昭和五九年八月一日付準備書面（三）訂正補充申立書	1984/9/日付未詳	原告ら訴訟代理人 弁護士 一井淳治	準備書面（三）の訂正及び添付漏れの図面を添付	○	3枚ホッチキス止め
2-6-16	証拠説明書（三）	1984/月日未詳	原告ら代理人 弁護士 一井淳治	甲号証C1～C16 の標目および証拠説明	○	10枚ホッチキス止め
2-6-17	証拠説明書（四）	1984/月日未詳	原告ら代理人 弁護士 一井淳治	甲号証D1～D31 の標目および証拠説明	○	20枚ホッチキス止め
2-6-18	検証申立補充書	1984/12/24	原告ら訴訟代理人 弁護士 一井淳治	1検証すべき事項 2立証すべき事項 3検証すべき場所（検証すべき場所の順路と図面①と②）	○	6枚ホッチキス止め
2-6-19	文書送付嘱託の申立書	1985/1/17	被告ら訴訟代理人 弁護士 下飯坂常世	原告木村多加志の診療録等の文書送付を水島共同病院に嘱託	○	3枚ホッチキス止め
2-6-20	輔佐人許可申請書	1985/1/17	被告ら訴訟代理人 弁護士 下飯坂常世	原告木村多加志の尋問の際に鷲崎誠医師を輔佐人とする許可申請	△	2枚ホッチキス止め
2-6-21	証拠保全申立書	1985/1/17	被告ら訴訟代理人 弁護士 下飯坂常世	原告木村多加志について尋問、鑑定を求める（申立の趣旨、申立の理由、尋問事項、鑑定事項）	△	6枚ホッチキス止め
2-6-22	証拠保全の申立	1984/12/日付未詳	原告ら代理人 弁護士 一井淳治	原告木村多加志について尋問を求める 証拠保全の事由（生命がやぶまれている状態にあり、通常の原告本人尋問を待つことはできない） 公害健康被害補償法に基づく障害等級（1級）の証明書 診断書	△	5枚ホッチキス止め

2-6-23	被告らの証拠保全申立等に対する意見書	1985/1/31	原告ら訴訟代理人 弁護士 一井淳治	被告らの証拠保全申立・同文書送付囑託の申立及び輔佐人許可申請はただちに却下されるべきものである	○	4枚ホッチキス止め
2-6-24	証拠保全決定	1985/1/30	岡山地方裁判所第二民事部 裁判長裁判官 白石嘉孝	主文 別紙(一)(二)の尋問事項について原告本人を尋問する 受命裁判官を豊澤佳弘と指定する	△	4枚ホッチキス止め
2-6-25	検証申出書	1985/2/6	被告ら訴訟代理人 弁護士 下飯坂常世	被告各社の大気汚染防止設備及び倉敷市の大気汚染監視設備の検証の申出	○	4枚ホッチキス止め
2-6-26	陳述書	1985/1/31	(原告弁護士)	原告木村多加志からの録取 1家族構成 2居住歴 3職歴 4喫煙歴 5発病時期、その後の経過	△	5枚ホッチキス止め
2-6-27	本人調書	1985/2/7	岡山地方裁判所	陳述書の内容を元に原告木村多加志へ尋問	△	12枚ホッチキス止めのうえ、紐綴じ
2-6-28	書証認否書(第二)	1985/2/13	被告ら訴訟代理人 弁護士 下飯坂常世	甲号証C1~16、D1~31についての認否	○	2枚ホッチキス止め
2-6-29	意見書	1985/6/10	原告ら訴訟代理人 弁護士 一井淳治	本件訴訟の進行についての意見書	△	2枚ホッチキス止め
2-6-30	証拠説明書(第一)	1985/6/12	被告ら訴訟代理人 弁護士 下飯坂常世	乙号証D1-1~4 D2~3 F1~9 F10-1、3 F11について立証の趣旨を説明	○	21枚ホッチキス止め
2-6-31	上申書	1985/5/15	原告ら訴訟代理人 弁護士 一井淳治	昭和60年5月31日に実施の検証についての要領	○	3枚ホッチキス止め
2-6-32	被告各事業所についての指示説明事項	1985/月日未詳	(原告弁護士)	被告各事業所について 事業所名 敷地面積 操業開始年月日 主原料 生産物などを記載	○	2枚ホッチキス止め
2-6-33	〔検証対象である被告各事業所間の材料・製品の受給関係一覧表〕	1985/月日未詳	(原告弁護士)	被告企業名 受給物 供給先 供給物 受給先 を記載	○	2枚ホッチキス止め
2-6-34	水島地区の地形及び工場近接地区の指示説明	1985/月日未詳	(原告弁護士)	被告らの事業所の存在する地区の地形 福田町松江地区、呼松地区についての説明	○	1枚
2-6-35	〔検証調書〕	1985/月日未詳	(原告弁護士)	検証の際、撮影された写真 撮影場所(別紙図面(検証ルート地図)に記された場所)と撮影対象を記載の上写真貼り付け	○	29枚
2-6-36	弁論更新にあたっての意見書	1985/8/28	原告 中西つる	裁判所に対して水島公害患者の苦しみへの理解と早期原告勝利判決を求める意見書	△	3枚ホッチキス止め
2-6-37	上申書	1985/7/18	被告ら訴訟代理人 弁護士 下飯坂常世	被告各社の検証について検証実施要領の範囲並びに方法での実施を上申	○	6枚ホッチキス止め
2-6-38	現地検証指示説明書	1985/月日未詳	弁護士 平松敏男	1倉敷市公害監視センターの設備についての説明 2原告らの居住地に近い常時監視測定局の説明(所在地、建屋、各物質の測定機器、測定原理、測定方法)	○	10枚ホッチキス止め
2-6-39-1	現地検証指示説明書	1985/月日未詳	中国電力株式会社 弁護士 廣田壽徳	中国電力水島発電所1号機用の排煙処理装置の説明	○	12枚ホッチキス止め
2-6-39-2	〔検証装置の写真〕	1985/月日未詳	中国電力株式会社 弁護士 廣田壽徳	中国電力水島発電所1号機用の排煙処理装置の写真	○	9枚ホッチキス止め
2-6-40-1	現地検証指示説明書	1985/月日未詳	三菱化成工業株式会社水島工場 弁護士 藤堂裕	三菱化成工業(株)水島工場の大気汚染防止装置の説明	○	13枚ホッチキス止め
2-6-40-2	〔検証装置の写真〕	1985/月日未詳	三菱化成工業株式会社水島工場 弁護士 藤堂裕	三菱化成工業(株)水島工場の大気汚染防止装置の写真	○	5枚ホッチキス止め
2-6-41-1	現地検証指示説明書	1985/月日未詳	日本鉱業株式会社水島製油所 弁護士 河原昭文	日本鉱業(株)水島製油所の環境対策設備の説明	○	13枚ホッチキス止め
2-6-41-2	〔検証装置の写真〕	1985/月日未詳	日本鉱業株式会社水島製油所 弁護士 河原昭文	日本鉱業(株)水島製油所の環境対策設備の写真	○	10枚ホッチキス止め
2-6-42-1	現地検証指示説明書	1985/月日未詳	川崎製鉄株式会社 水島製鉄所 弁護士 平松敏男	川崎製鉄(株)水島製鉄所の大気汚染防止設備の説明	○	13枚ホッチキス止め
2-6-42-2	〔検証装置の写真〕	1985/月日未詳	川崎製鉄株式会社 水島製鉄所 弁護士 平松敏男	川崎製鉄(株)水島製鉄所の大気汚染防止設備の写真	○	7枚ホッチキス止め
2-6-43	立証計画書	1985/10/9	原告ら代理人 弁護士 一井淳治	1立証事項 2証人 3証人調の必要性 4証人の地位及び証人によって立証しようとする事項	△	4枚ホッチキス止め

## 6. 準備書面他 資料目録

2-6-44	上申書	1985/12/6	原告ら代理人 弁護士 一井淳治	証人丸屋博についての尋問事項 1経歴、業績、著作等 2漁業被害の発生と拡大について 3農業被害の発生と拡大について 4健康被害の発生と拡大	○	5枚ホッチキス止め
2-6-45	証拠説明書（第二）	1985/12/11	被告ら訴訟代理人 弁護士 下飯坂常世	乙号証B1～3 C1～13について立証の趣旨を説明	○	13枚ホッチキス止め
2-6-46	証拠説明書（五）	1986/1/日未詳	原告ら代理人 弁護士 一井淳治	甲号証D3-2～6の標目と証拠説明	○	4枚ホッチキス止め
2-6-47-1	検証対象設備	1985/2/13	作成者未詳	検証対象となる会社とその設備の一覧	○	2枚
2-6-47-2	検証に関するメモランダム	1985/月日未詳	被告8社訴訟代理人	検証に際しての注意事項	○	1枚
2-6-47-3	〔検証ルート地図〕	1985/月日未詳	作成者未詳	検証順路図面	○	1枚
2-6-48	立証計画書	1986/9/10	被告ら訴訟代理人 弁護士 下飯坂常世	立証内容（予定） 1大気汚染と原告らの疾病との因果関係 2到達の因果関係 3環境基準、共同不法行為など	○	5枚ホッチキス止め
2-6-49	証拠説明書（第三）	1986/9/10	被告ら訴訟代理人 弁護士 下飯坂常世	乙号証G1～10について立証の趣旨を説明	○	7枚ホッチキス止め
2-6-50	証拠説明書（第四）	1986/9/10	被告ら訴訟代理人 弁護士 下飯坂常世	乙号証G11-1～3について立証の趣旨を説明	○	2枚ホッチキス止め
2-6-51	書証認否書（第四）	1986/9/10	被告ら訴訟代理人 弁護士 下飯坂常世	甲号証D32、36についての認否	○	2枚ホッチキス止め
2-6-52	証拠説明書（第五）	1986/9/10	被告ら訴訟代理人 弁護士 下飯坂常世	乙号証D4～22、32-1～2について立証の趣旨を説明	○	2枚ホッチキス止め
2-6-53	証拠説明書（第六）	1986/10/22	被告ら訴訟代理人 弁護士 下飯坂常世	乙号証B4～21について立証の趣旨を説明（大気関係）	○	12枚ホッチキス止め
2-6-54	証拠説明書（第七）	1986/10/22	被告ら訴訟代理人 弁護士 下飯坂常世	乙号証D24-1～4、25～27、28-1～2、29、30-1～4、31～40、41-1～2、42～46について立証の趣旨を説明（疫学総論関係）	○	78枚ホッチキス止め
2-6-55	証拠説明書（第八）	1986/10/22	被告ら訴訟代理人 弁護士 下飯坂常世	乙号証D47～76について立証の趣旨を説明（千葉調査関係）	○	14枚ホッチキス止め
2-6-56	証拠説明書（第九）	1986/10/22	被告ら訴訟代理人 弁護士 下飯坂常世	乙号証D77～97について立証の趣旨を説明（六都市調査及び大阪・兵庫調査関係）	○	16枚ホッチキス止め
2-6-57	証拠説明書（第十）	1986/10/22	被告ら訴訟代理人 弁護士 下飯坂常世	乙号証D98～115、116-1～6、117～132について立証の趣旨を説明（岡山調査関係）	○	23枚ホッチキス止め
2-6-58	証拠説明書（第十一）	1986/10/22	被告ら訴訟代理人 弁護士 下飯坂常世	乙号証D133～145について立証の趣旨を説明（児童生徒特別健康調査関係）	○	8枚ホッチキス止め
2-6-59	答弁書	1987/2/18	被告ら訴訟代理人 弁護士 下飯坂常世	昭和六一年（ワ）第八一八号倉敷公害差止等事件について被告らの答弁 1本案前の答弁 2本案に関する答弁 3求釈明事項 4本件訴訟の課題 原告団分布図	○	12枚ホッチキス止め
2-6-60	原告村上紀行の法定代理人母村上薫の陳述	1987/月日未詳	（原告弁護団）	原告村上紀行の発病状況とその後の病状、被告企業からの汚染物質排出停止の願いを述べる	△	2枚ホッチキス止め
2-6-61	〔原告青山幸子の陳述〕	1987/月日未詳	（原告弁護団）	ぜんそく発作の苦しみと患者家族の苦労を述べ、このような思いををする人が早くなくなるよう訴える	△	2枚ホッチキス止め
2-6-62	原告村木源二郎の陳述	1987/月日未詳	（原告弁護団）	公害悪化傾向にもかかわらず、財界企業が公害指定地域の全面解除をおすすめようとしている現状を述べ、被告企業の責任を明らかにし、きれいな空気をとり戻すために公正な判断を願う	○	2枚ホッチキス止め
2-6-63	原告川原正一の陳述	1987/月日未詳	（原告弁護団）	公害病患者の実態を述べ、公正な裁判によって住民の健康を守るよう訴える	△	2枚ホッチキス止め
2-6-64	証拠調申出書	1987/3/5	原告ら代理人 弁護士 一井淳治	原告らの主張事実を立証する為証拠調申出 証人坪田信孝 岡山県の大気汚染と呼吸器症状との因果関係について立証	△	1枚
2-6-65	証人坪田信孝尋問事項書	1987/3/5	原告ら代理人 弁護士 一井淳治	証人坪田信孝への尋問事項	○	2枚ホッチキス止め
2-6-66	準備書面（第一）	1987/6/10	被告ら訴訟代理人 弁護士 下飯坂常世	1各原告に対する給付状況及び当該給付と本訴請求との関係 2消滅時効の援用（個別給付額一覧表）	×	20枚ホッチキス止め
2-6-67	文書送付嘱託の申立書	1987/10/9	被告ら訴訟代理人 弁護士 下飯坂常世	原告篠原サキエと寺見豊子に係る診療録などの文書送付を水島協同病院へ嘱託	△	3枚ホッチキス止め
2-6-68	証拠保全申立書	1987/10/9	被告ら訴訟代理人 弁護士 下飯坂常世	原告篠原サキエ・寺見豊子について尋問、鑑定を求める（申立の趣旨、申立の理由、尋問事項、鑑定事項）	△	4枚ホッチキス止め

## 6. 準備書面他 資料目録

2-6-69	被告らの立証計画に係る上申書	1988/2/24	被告ら訴訟代理人 弁護士 下飯坂常世	被告らが最重要課題として反証していく事項を明らかにし、被告らの立証計画をより具体的に述べる	○	8枚ホッチキス止め
2-6-70-1	〔河野証人調書第16回口頭弁論〕	1986/10/22	岡山地方裁判所民事部	証人河野通博の供述 1立証事項 共同不法行為の成立要件の中心となる関連共同性について、水島の開発の歴史、コンビナートの形成史を軸にして明らかにする 2尋問事項の要旨 (1) 水島工業地帯形成前史 (2) 水島工業地帯の形成 (3) 水島工業地帯の一体性	△	69枚紐綴じ
2-6-70-2	河野証人の尋問事項の概略	(1986/10/22)		河野証人の尋問事項の概略	○	2枚ホッチキス止め
2-6-70-3	水島臨海工業地帯の現状と問題点	(1972/11 論文掲載年月)	河野通博 (岡山大学法文学部)	河野通博氏の水島臨海工業地帯に関する論文	○	4枚ホッチキス止め
2-6-71	〔河野証人調書第17回口頭弁論〕	1986/12/10		1986/10/22の第16回口頭弁論における証人河野通博の供述内容の確認と訂正、被告代理人による河野氏への供述内容に対する確認と質問【被告代理人武田】日本企業による石油精製再開の時期。岡山県の三菱石油誘致活動。河本ダム・新成羽ダムの工業用水確保以外の建設目的。三菱石油以前に水島へ進出した企業。コンビナートの用語。日本鉱業と旭化成、三菱石油と三菱化成の進出。水島共同火力について。産業基盤の共同利用。【被告代理人村崎】イ草の生産量が減少した原因。水島港湾地区の漁業権。水島地区の風や地形の特色。	○	54枚紐綴じ
2-6-72	〔坪田証人調書第18回口頭弁論〕	1987/4/22		証人坪田信孝の供述 立証事項 岡山県における大気汚染と呼吸器症状の関係性について、疫学データの分析により明らかにする	△	90枚紐綴じ
2-6-73	〔坪田証人調書第19回口頭弁論〕	1987/6/10		被告代理人による1987/4/22の第18回口頭弁論及び川崎訴訟での証人坪田信孝の供述内容に対する確認と質問【被告代理人海老原】論文に使用された有症率データについて。49年度夏期・冬期調査、50・52年度調査への証人の関与。論文の問題点の指摘 (引用文献の記載無し、後ろ向き調査、52年度調査について抽出者から確定対象者選択の過程で除かれた者の内容及び未回答者の理由を調査していない) 無作為抽出の適正性。偏り (バイアス) の有無。岡山調査の有症率の高さ。【被告代理人花岡】無限母集団の概念。第二論文の再抽出作業。	○	88枚紐綴じ
2-6-74	〔坪田証人調書第20回口頭弁論〕	1987/9/2		被告代理人による1987/4/22の第18回口頭弁論及び川崎訴訟での証人坪田信孝の供述内容に対する確認と質問【被告代理人原田】大供周辺地区の測定値。49年の濃度データによる48年の濃度の推定。三石・久代・與除における測定局選定の根拠。【被告代理人花岡】確定対象者の男女構成比 (女性が多い)。用量・反応関係を有りとするには暴露量データが少ない (約1年分)。【被告代理人海老原】慢性気管支炎の定義。【被告代理人寺上】交絡因子。【被告代理人畠山】前向き調査の定義。	○	80枚紐綴じ
2-6-75	〔奥田証人調書第21回口頭弁論〕	1987/12/9		証人奥田稯の供述 1立証事項 大気汚染物質の拡散状況について、水島地域の気象・海陸風の特徴をもとに明らかにする 2尋問事項の要旨 (1) 気象 (風・大気) 解説 (2) 水島地域の気象・海陸風の特徴	△	47枚ホッチキス止め
2-6-76	〔奥田証人調書第22回口頭弁論〕	1988/2/24		1987/12/9の第21回口頭弁論での供述内容に対する詳細説明及び確認、証人奥田稯の供述 1立証事項 1987/12/9の第21回口頭弁論に同じ 2尋問事項の要旨 (1) 水島地域の気象の安定度 (2) 水島地域における汚染物質の地上への到達状況	○	64枚紐綴じ
2-6-77	〔奥田証人調書第23回口頭弁論〕	1988/4/20		被告代理人による1987/12/9、1988/2/24の第21回・22回口頭弁論の証人奥田稯の供述内容に対する確認と質問【被告代理人広田】高濃度汚染の要因となる水島の気象の特徴について (上空に多重な安定層、接地逆転層の形成、対流混合層の形成)。いぶし現象の概念。接地逆転層の形成と解消。陸風域でのSO <sub>2</sub> 濃度上昇の原因。L i dの効果。下層の不安定層と煙源。海陸風と反流、循環。	○	56枚ホッチキス止め

2-6-78	〔奥田証人調書 第24回口頭弁論〕	1988/6/15		被告代理人による1987/12/9、1988/2/24の第21回・22回口頭弁論の証人奥田穰の供述内容に対する確認と質問【被告代理人広田】ヒューミゲーションについて。工場群からの汚染物質が夜間に水島上空にたまるメカニズム。【被告代理人竹内】被告証言（第二福田小学校・福田中学校においては地形的な原因で風が淀む、海陸風の出現状況と汚染濃度に対応関係あり）に対する反論。	○	70枚紐綴じ
2-6-79-1	立証趣旨・事項並びに尋問事項の細目	(1988/9/7)		橋本証人の尋問事項の概略	○	4枚ホッチキス止め
2-6-79-2	〔橋本証人調書 第25回口頭弁論〕	1988/9/7		被告証人橋本道夫の供述 1立証趣旨 (1) 公法である公健法上の第一種地域における呼吸器疾患に係る被認定者であるということは、私法たる不法行為法上の相当因果関係の存在を推認せしめる事実ではない。(2) 水島地域における大気関係施策は健康被害が発生する事を未然に防止する対策となっている。 2尋問事項の要旨 (1) 経歴 (2) 制定の経緯 (3) 大気汚染と指定疾病の関連性 (4) 被認定者である意味 (5) 給付に要する費用の負担者 (6) 補償給付の要件である損害の発生 (7) 受給者の損害 (8) 割切りの意味 (9) 大気関係環境施策	△	97枚紐綴じ
2-6-80	〔橋本証人調書 第26回口頭弁論〕	1988/10/5		被告証人橋本道夫の供述 1立証趣旨(1) 諸外国と比較して日本の環境基準は望ましいものであり、その基準を超えた場合においても疾病又はそれにつながる影響はない。(2) 損害補償制度上の因果関係は、医学的には認められないが制度上取り決めているものである。 2尋問事項の要旨(1)環境基準全般について (2)日本のNO <sub>2</sub> 、SO <sub>x</sub> の環境基準(3)医療分科会中間報告書における因果関係の考え方	○	79枚紐綴じ
2-6-81	〔橋本証人調書 第27回口頭弁論〕	1988/12/7		1988/9/7、1988/10/5の第25・26回口頭弁論における証人橋本道夫の供述の確認と訂正、原告代理人による橋本氏の供述内容に対する確認と質問【原告代理人佐藤】水島地区における大気汚染予防調査と対策、その効果。【原告代理人井上】公健法における因果関係の考え方。汚染物質の総合指標作成の必要性。慰謝料的要素の有無。級外について。【原告代理人河田】NO <sub>x</sub> 環境基準値改定(53年)について。安全係数を不要とした経緯。安全係数の必要性。改定値の根拠。	○	114枚紐綴じ
2-6-82	〔香川証人調書 第29回口頭弁論〕	1989/5/31		被告証人香川順の供述 1立証趣旨 本来、疫学調査とは関連をみているにすぎず、因果関係があるということはいえない。さらに、本邦における昭和50年代前半以前になされた疫学調査は、調査方法・暴露量の把握において信頼性に欠けている。 2尋問事項の要旨 (1) 証人の疫学研究内容 (2) 疫学研究方法解説 (3) 我が国における大気汚染疫学の実情、調査方法及び暴露量の有効性	△	93枚紐綴じ
2-6-83-1	長野証言の検討	(1989/7/5)		被告側長野証人の尋問事項と反対尋問一覧	○	2枚ホッチキス止め
2-6-83-2	立証趣旨・事項並びに尋問事項の明細	(1989/7/5)		被告証人長野氏の立証趣旨と尋問事項概略	○	5枚ホッチキス止め
2-6-83-3	〔長野証人調書 第30回口頭弁論〕	1989/7/5		原告代理人による1989/4/19の証人長野準の供述内容に対する確認と質問【原告代理人石田】慢性閉塞性肺疾患(COLD)の概念。慢性気管支炎と他病との鑑別。【原告代理人清水】肺気腫と他病との鑑別。【原告代理人石田】気管支喘息と他病との鑑別。公健法の病名認定について。	○	69枚紐綴じ
2-6-84	〔香川証人調書 第31回口頭弁論〕	1989/9/6		被告証人香川順の供述 1立証の趣旨 日本の環境基準濃度の汚染物質が人間の慢性閉塞性肺疾患を惹き起こす知見はいまだ得られていない。 2尋問事項の要旨 (1) 慢性閉塞性肺疾患3病の基本病態と大気汚染との関係について実験知見より検証 (2) 昭和30,40年代の疫学指標の妥当性 (3) 日本のSO <sub>2</sub> 環境基準の根拠 (4) 慢性閉塞性肺疾患と喫煙及び大気汚染物質との関係について海外における評価	○	84枚紐綴じ

## 6. 準備書面他 資料目録

2-6-85	〔前田証人調書 第32回口頭弁論〕	1989/10/18		被告証人前田和甫の供述 1立証の趣旨 昭和50年代前半以前の疫学調査にはデータの精度に問題があるうえ、疫学自身に限界があるため、大気汚染と健康被害との因果関係を評価することは出来ない。 2尋問事項の要旨 (1) 昭和50年代前半以前の大气汚染疫学の問題点について。(2) 昭和50年代後半以降の大气汚染と健康被害との関係の評価について。(3) 疫学による原因究明について。(国内外の研究をふまえて)	△	94枚紐綴じ
2-6-86	〔香川証人調書 第33回口頭弁論〕	1989/11/22		原告代理人による1989/5/31、1989/9/6の第29・31回口頭弁論における証人香川順の供述内容に対する確認と質問 【原告ら復代理人佐藤】疫学上の因果関係の評価について。測定局データの採用、無作為抽出による支障の有無。【原告復代理人近藤】慢性閉塞性肺疾患は喫煙に起因するとの研究に対して喫煙以外の要因を検討する必要性【原告代理人山崎】専門委員会報告書の大气汚染と慢性閉塞性肺疾患との関係の評価について。大気汚染の影響の有無。	○	76枚紐綴じ
2-6-87	〔前田証人調書 第34回口頭弁論〕	1989/12/20		原告代理人による1989/10/18の第32回口頭弁論における証人前田和甫の供述内容に対する確認と質問 【原告代理人水谷】前田証人が指摘した坪田論文のデータの素性の問題点(笠岡市神島の測定局の選択方法や水島地域の分割の是非他、グラフの多重共線性の指摘)について逐一検証、反論。【原告代理人石田】前田証人が指摘した坪田論文の問題点(「用量-反応関係」を問診による呼吸器症状データから論議すること、測定局のデータを用量(暴露量)とすること)について日本の大気汚染疫学の現状をふまえて検証。	○	87枚紐綴じ
2-6-88	〔白髪証人調書 第35回口頭弁論〕	1990/1/31		被告証人白髪克也の供述 1立証の趣旨 倉敷市における公健法の認定手続きの問題点(主治医が申請してくれば認定される為、公健法の指定疾病以外の患者が含まれている疑いがあること)について明らかにする 2尋問事項の要旨 (1)新規認定手続きの流れ(2) 指定検査機関の実情(3) 主治医の診断の実情(4) 認定審査会の実情(5) 障害等級の審査(6)認定疾病の追加(7)認定更新の手続き	△	53枚紐綴じ
2-6-89	〔本郷証人調書 第36回口頭弁論〕	1990/2/28		被告証人本郷博史の供述 1立証の趣旨 県の大気保全行政により水島地域の環境保全は十分に行われてきた。 2尋問事項の要旨 (1)昭和40年以降の県の大気保全政策全般 (2) SOxの総量規制の実態とその成果 (3) NOxの総量規制とその成果 (4) 総量規制・企業割当値の違反防止策(立ち入り検査・発生源テレメータシステム)	△	40枚ホッチキス止め
2-6-90	〔本郷証人調書 第38回口頭弁論〕	1990/5/30		原告代理人による1990/2/20の第36回口頭弁論における証人本郷博史の供述内容に対する確認と質問 【原告代理人佐藤】本郷証人が証言した岡山県の大気汚染防止に寄与したとする政策についてその効果を問う(ばい煙等規制法の基準、高煙突化と低硫黄燃料の使用、SO2とNO2の総量規制) 【原告代理人山崎】岡山県における汚染物質の測定体制と測定値の評価について本郷証人に説明を求める(測定局の設置状況、大気汚染予報システムの運用について、SO2の環境基準の評価)	○	51枚紐綴じ
2-6-91	〔千秋証人調書 第39回口頭弁論〕	1990/7/4		被告証人千秋鋭夫の供述 1立証の趣旨 高煙突からの排煙は風によって拡散希釈される為、地上へ着地した際の濃度は著しく減少している。 2尋問事項の要旨 (1) 岡山県南地域の気象特性(西よりの一様流の多さ・2種類の海陸風) (2) 海風の発生日数(他地域と同程度)と規模(内陸部まで到達) (3) 排煙の拡散状況(大気の成層状態による煙の広がり方の変化)	△	75枚紐綴じ

2-6-92	〔千秋証人調書 第40回口頭弁論〕	1990/9/5		被告証人千秋鋭夫の供述 1立証の趣旨 環境濃度の解析結果によるとSO <sub>2</sub> ・NO <sub>x</sub> ・浮遊ふんじんのいずれにおいても水島地域は特に濃度が高いとはいえない。NO <sub>x</sub> と浮遊ふんじんについては地表付近の煙源（自動車）の影響が大きい。 2尋問事項の要旨 (1) 水島地域の気流パターン別環境濃度解析 (2) 倉敷市全域と周辺市町を調査対象、SO <sub>2</sub> ・NO <sub>x</sub> を調査対象物質としたシュミレーション（各発生源からの排出が環境濃度に与える影響割合を把握する方法）について解説	○	69枚紐綴じ
2-6-93	〔千秋証人調書 第41回口頭弁論〕	1990/11/21		原告代理人による1990/7/4、1990/9/5の第39・40回口頭弁論における証人千秋鋭夫の供述内容に対する確認と質問 【原告ら代理人光成】証人の勤務する電力中央研究所について。証人の研究歴。（岡山県南を研究対象としたのは証人出廷要請を受けてからでは）証人の論文に対する質問。（対象地域選択の理由、水島灘海風の進入距離、海陸風抽出の客観性などについて）【原告代理人清水】証人の論文に対する質問。（流線図の書き方と気流パターン分類を行う際の測定局選択の妥当性について。地形の影響を考慮する必要性。）	○	78枚紐綴じ
2-6-94	〔千秋証人調書 第42回口頭弁論〕	1991/1/23		原告代理人による1990/7/4、1990/9/5の第39・40回口頭弁論における証人千秋鋭夫の供述内容に対する確認と質問【原告ら代理人光成】研究で行った対比とは。流線図の使用法。代表局の選択と配置の不均衡さの理由。【原告ら復代理人吉岡】1年間のデータのみで海陸風発生日を一般化して評価することは出来ないのでは。（しかも昭和55年の夏は低温と日照不足、多雨で異常と指摘されている）【原告ら復代理人清水】風速・濃度の平均化は実態をよく反映していないのでは。	○	74枚紐綴じ
2-6-95	〔中西つる・金平 石子本人調書 第 43回口頭弁論〕	1991/5/29		原告・被告代理人からの質問（病気の発症状況、通院・入院歴、職歴、家族、アレルギー検査、喫煙歴、障害補償費と療養手当への支給額など）に対する原告中西つる・金平石子の供述。	△	48枚紐綴じ
2-6-96	〔成田智枝・田中 美栄子・藤原一郎 本人調書 第44回 口頭弁論〕	1991/7/3		原告・被告代理人からの質問（病気の発症状況、通院・入院歴、職歴、家族、アレルギー検査、喫煙歴、障害補償費と療養手当への支給額など）に対する原告成田智枝・田中美栄子・藤原一郎の供述。	△	70枚紐綴じ
2-6-97	〔三宅松恵・身持 操・近藤昇・難波 嘉代子・高橋ミチ 本人調書 第45回 口頭弁論〕	1992/4/22		原告・被告代理人からの質問（病気の発症状況、通院・入院歴、職歴、家族、アレルギー検査、喫煙歴、障害補償費と療養手当への支給額など）に対する原告家族三宅松恵・身持操・近藤昇・難波嘉代子・高橋ミチの供述。	△	82枚紐綴じ
2-6-98	〔黒崎美智子・木 村孝子・小野悦 夫・三宅カノエ・ 斉藤勇本人調書 第46回口頭弁論〕	1992/5/27		原告・被告代理人からの質問（病気の発症状況、通院・入院歴、職歴、家族、アレルギー検査、喫煙歴、障害補償費と療養手当への支給額など）に対する原告家族黒崎美智子・木村孝子・小野悦夫・三宅カノエ・斉藤勇の供述。	△	76枚紐綴じ
2-6-99	〔兼信哲也・兼信 美由紀・椿山博 之・篠原サキエ本 人調書 第47回口 頭弁論〕	1992/7/1		原告・被告代理人からの質問（病気の発症状況、通院・入院歴、職歴、家族、アレルギー検査、喫煙歴、障害補償費と療養手当への支給額など）に対する原告兼信哲也・兼信美由紀・椿山博之・山本真知子・篠原サキエの供述。	△	74枚紐綴じ
2-6-100	〔梅田証人調書 第49回口頭弁論〕	1992/10/14		被告証人梅田博道の供述 1立証の趣旨 症例検討会議事録をもとに公健法制度における病気の認定の実際と病因、等級認定の甘さについて明らかにする 2尋問事項の要旨 (1) 証人の経歴・現職について (2) 症例検討会の趣旨 (3) 症例検討会で検討を行った個々の症例を列挙（他病が疑われる申請、病名に取り違えがある症例、タバコが病因と考えられる症例、アレルギーが病因と考えられる症例） (4) 等級認定の妥当性（等級認定が甘いと考えられる症例を列挙）	△	87枚紐綴じ

## 6. 準備書面他 資料目録

2-6-101	〔梅田証人調書 第50回口頭弁論〕	1992/12/16		原告代理人による1992/10/14の第49回口頭弁論における証人梅田博道の供述内容に対する確認と質問【原告ら代理人石田】症例検討会について（川鉄の意向の強さ、議事録の記載方法、主治医の不参加）症例検討会での証言に対する反論（診断書とレセプトの投薬の記載方法、慢性気管支炎・肺気腫の定義、三病の合併の可能性）【原告ら復代理人清水】気管支喘息について（アトピー型でなくとも好酸球は増加する、職歴・居住歴の影響、症例検討会での個々の診断に対する反論）【原告ら代理人佐藤】公健法の等級認定（甘いとの証言）について	△	85枚紐綴じ
2-6-102	〔井上喜代子・中川真一・田中ハツエ・笠原松子・物部美佐子・長谷川綾子・近藤昇・三宅楽三本人調書〕	1991/9/11		原告・被告代理人からの質問（病気の発症状況、通院・入院歴、職歴、家族、アレルギー検査、喫煙歴、障害補償費と療養手当での支給額など）に対する原告井上喜代子・中川真一・田中ハツエ・笠原松子・物部美佐子・長谷川綾子・近藤昇・三宅楽三の供述。	△	135枚紐綴じ
2-6-103	〔太田小夜子・齋藤光正・土居輝子・三浦房子・長谷川熊吉・森永哲夫・岩知道弘夫・桑マサ子本人調書〕	1991/10/16		原告・被告代理人からの質問（病気の発症状況、通院・入院歴、職歴、家族、アレルギー検査、喫煙歴、障害補償費と療養手当での支給額など）に対する原告太田小夜子・齋藤光正・土居輝子・三浦房子・長谷川熊吉・森永哲夫・岩知道弘夫・桑マサ子の供述。	△	156枚紐綴じ
2-6-104	〔椿山和子・景山寿美子・伊藤ハツエ・横内はたの・西村与惣・滝本利夫・橋本岩乃本人調書〕	1991/11/20		原告・被告代理人からの質問（病気の発症状況、通院・入院歴、職歴、家族、アレルギー検査、喫煙歴、障害補償費と療養手当での支給額など）に対する原告椿山和子・景山寿美子・伊藤ハツエ・横内はたの・西村与惣・滝本利夫・橋本岩乃の供述。	△	139枚紐綴じ
2-6-105	〔宮崎靖子・長尾勇男・西原千恵子・蜂谷紀子・兼信智子・山本洋子本人証人調書〕	1992/1/22		原告・被告代理人からの質問（病気の発症状況、通院・入院歴、職歴、家族、アレルギー検査、喫煙歴、障害補償費と療養手当での支給額など）に対する原告宮崎靖子・長尾勇男・西原千恵子・蜂谷紀子・原告家族兼信智子・山本洋子の供述。	△	141枚ホッチキス止め
2-6-106	〔河野秀雄・合木茂二・堀野アキ子・徳ツヤ子・松下菊子・菅生豊子・三木久男本人証人調書〕	1992/3/4		原告・被告代理人からの質問（病気の発症状況、通院・入院歴、職歴、家族、アレルギー検査、喫煙歴、障害補償費と療養手当での支給額など）に対する原告家族河野秀雄、原告合木茂二・堀野アキ子・徳ツヤ子・松下菊子・菅生豊子・三木久男の供述。	△	148枚紐綴じ
2-6-107	準備書面（八）	1985/12/11	原告ら訴訟代理人弁護士一井淳治外	(1)法的因果関係と疫学(2)疫学調査の信頼性(3)他要因論批判(4)本件地域と他都市との比較問題(5)本件地域における疫学調査の内容と結果(6)差止基準	○	33枚ホッチキス止め
2-6-108	第七準備書面	1985/4/4	原告ら訴訟代理人弁護士一井淳治外	(1)公害健康被害補償法と民事責任について(2)時効の援用について	○	6枚ホッチキス止め
2-6-109	準備書面(六)	1985/2/3	原告ら訴訟代理人弁護士一井淳治外	被告らの昭和59年12月5日付準備書面に対する反論の要旨	○	5枚ホッチキス止め
2-6-110	準備書面(五)	1984/12/5	原告ら訴訟代理人弁護士一井淳治外	(1)被告第一準備書面に対する反論(2)被告第二準備書面に対する反論	○	6枚ホッチキス止め
2-6-111	準備書面(四)	1984月日未詳	原告ら訴訟代理人弁護士一井淳治外	(1)被告会社らによる悪煙の排出(2)被告らの排出する汚悪煙の到達(3)大気汚染と被害の因果関係について(4)差止基準	○	26枚ホッチキス止め
2-6-112	準備書面(三)	1984/8/1	原告ら訴訟代理人弁護士一井淳治外	(1)共同不法行為論(2)倉敷公害と共同不法行為	○	40枚ホッチキス止め
2-6-113	準備書面(二)	1984/5/26	原告ら訴訟代理人弁護士一井淳治外	(1)序論(2)水島における大気汚染の状況(3)被害の実態(4)公害反対運動のはじまりと発展	○	17枚ホッチキス止め
2-6-114	準備書面(一)	1984/5/30	原告ら訴訟代理人弁護士一井淳治外	被告らの求釈明に対する意見	○	3枚ホッチキス止め
2-6-115	原告最終準備書面目次集	1993/4/14	原告ら訴訟代理人弁護士山崎博幸外	原告最終準備書面第一～八分冊の目次集	○	46枚製本

## 6. 準備書面他 資料目録

2-6-116	原告最終準備書面 (第一分冊)	1993/4/14	原告ら訴訟代理人弁護士 山崎博幸外	倉敷大気汚染公害と被害・加害の歴史について (1)水島コンビナート建設の経過(2)水島大気汚染公害の特徴(3)水島コンビナートによる被害と加害の歴史(4)被告企業の犯罪性(5)水島大気汚染公害と公害反対運動の発展	△	76枚製本
2-6-117	原告最終準備書面 (第二分冊)	(1993/4/14)	倉敷公害訴訟弁護団	因果関係について 因果関係総論(1)公害裁判における因果関係の基本的考え方(2)本件地域に対する侵害行為(3)本件地域の大气汚染の原因(4)本件地域における大気汚染と疾病の因果関係 侵害行為(1)被告ら工業の立地操業の経過(2)被告ら各事業所における汚染物質の排出機序・排出量	○	76枚製本
2-6-118	原告最終準備書面 (第三分冊)	(1993/4/14)	倉敷公害訴訟弁護団	因果関係について 侵害行為(3)水島地域の大气汚染の実態と特徴(4)水島地域の大气汚染の原因	○	329枚製本
2-6-119	原告最終準備書面 (第四分冊)	(1993/4/14)	倉敷公害訴訟弁護団	因果関係について 原告ら疾病罹患の事実(1)本件疾病の概要(2)原告らの本件各疾病罹患の事実 被告らの他原・他病論について(1)他病(2)他因	○	94枚製本
2-6-120	原告最終準備書面 (第五分冊)	(1993/4/14)	倉敷公害訴訟弁護団	因果関係について 原告らの本件疾病と原告ら居住地の大气汚染(1)因果関係立証の基本的考え方(2)倉敷市の大气汚染行政の推移(3)倉敷市の大气汚染により原告ら居住地住民に健康影響が発生したことを示す各種調査(4)岡山県における疫学調査(5)大気汚染が原告ら罹患疾病の原因になりうること(6)被告らの疫学調査批判について	○	159枚製本
2-6-121	原告最終準備書面 (第六分冊)	(1993/4/14)	倉敷公害訴訟弁護団	共同不法行為について 共同不法行為論、被告らの関連共同性、責任・違法性・時効 差止請求について(1)大気汚染差止の必要性 (2)大気汚染差止の正当性	○	168枚製本
2-6-122	原告最終準備書面 (第七分冊)	(1993/4/14)	倉敷公害訴訟弁護団	被害総論 (1)公害被害の特質と損害論(2)損害賠償請求方式(3)総体としての被害の損害算定(4)包括請求と個別積算方式による試算(5)各原告の個別積算試算例(6)公害健康被害補償法等に基づく補償給付の損益相殺について	×	137枚製本
2-6-123	原告最終準備書面 (第八分冊)	(1993/4/14)	倉敷公害訴訟弁護団	被害各論 (1)「症例検討」と梅田証言(2)各論	△	353枚製本
2-6-124	原告準備書面 (第一分冊)	1994/7/27	原告ら訴訟代理人弁護士 山崎博幸外	倉敷大気汚染公害と被害・加害の歴史について (1)水島コンビナート建設の経過(2)水島大気汚染公害の特徴(3)水島コンビナートによる被害と加害の歴史(4)被告企業の犯罪性(5)水島大気汚染公害と公害反対運動の発展	△	63枚製本
2-6-125	原告準備書面 (第二分冊)	(1994/7/27)	倉敷公害訴訟弁護団	因果関係について 因果関係総論(1)公害裁判における因果関係の基本的考え方(2)本件地域に対する侵害行為(3)本件地域の大气汚染の原因(4)本件地域における大気汚染と疾病の因果関係 侵害行為(1)被告ら工業の立地操業の経過(2)被告ら各事業所における汚染物質の排出機序・排出量	○	76枚製本
2-6-126	原告準備書面 (第三分冊)	(1994/7/27)	倉敷公害訴訟弁護団	因果関係について 侵害行為(3)水島地域の大气汚染の実態と特徴(4)水島地域の大气汚染の原因	○	328枚製本
2-6-127	原告準備書面 (第四分冊)	(1994/7/27)	倉敷公害訴訟弁護団	因果関係について 原告ら疾病罹患の事実(1)本件疾病の概要(2)原告らの本件各疾病罹患の事実	○	75枚製本
2-6-128	原告準備書面 (第五分冊)	(1994/7/27)	倉敷公害訴訟弁護団	因果関係について 原告らの本件疾病と原告ら居住地の大气汚染(1)因果関係立証の基本的考え方(2)倉敷市の大气汚染行政の推移(3)倉敷市の大气汚染により原告ら居住地住民に健康影響が発生したことを示す各種調査(4)岡山県における疫学調査(5)大気汚染が原告ら罹患疾病の原因になりうること(6)被告らの疫学調査批判について	○	158枚製本
2-6-129	原告準備書面 (第六分冊)	(1994/7/27)	倉敷公害訴訟弁護団	共同不法行為について 共同不法行為論、被告らの関連共同性、責任・違法性・時効 差止請求(1)大気汚染差止の必要性 (2)大気汚染差止の正当性	○	166枚製本
2-6-130	原告準備書面 (第七分冊)	(1994/7/27)	倉敷公害訴訟弁護団	被害総論 損害(1)公害被害の特質と損害論(2)損害賠償請求方式(3)総体としての被害の損害算定(4)包括請求と個別積算方式による試算	○	81枚製本
2-6-131	証人調書	1990/1/31		〔白髪証人調書第35回口頭弁論〕に同じ	△	53枚綴じ
2-6-132	〔白髪証人調書第37回口頭弁論〕	1990/4/18		原告代理人による1990/1/31の第35回口頭弁論における証人白髪克也の供述内容に対する確認と質問 【原告代理人石田】 認定審査会の構成員、権限、認定の判断について。調整委員会設置の経緯と役割について。【原告代理人近藤】 起因死亡・他原因参酌の認定手続きについて。公害医療の診療報酬制度について。	○	71枚綴じ

2-6-133	上申書	1990/9/12	被告ら訴訟代理人弁護士 下飯坂常世	白髪克也証人調書（1990/1/31及び1990/4/18日付）の訂正	○	5枚ホッチキス 止め
2-6-134	立証趣旨・事項並びに尋問事項の明細	年月日未詳		証人長野準の立証の趣旨・事項並びに尋問事項の明細	△	5枚ホッチキス 止め
2-6-135	経歴書	年月日未詳		証人長野準の経歴書	○	2枚ホッチキス 止め
2-6-136	〔長野証人調書第28回口頭弁論〕	1989/4/19		被告証人長野準の供述 1立証の趣旨 慢性気管支炎、肺気腫及び気管支喘息の定義、診断方法、病像、機序、病因等を明らかにすることによって、本件三疾病と大気汚染とはかわりがないことを立証する。 2尋問事項の要旨 (1) 証人の経歴 (2) 慢性閉塞性肺疾患の概念の変遷 (3) 慢性気管支炎 (4) 肺気腫 (5) 気管支喘息 (6) 公健法の認定手続きの実態	○	93枚紐綴じ
2-6-137	証人調書	1989/7/5		〔長野証人調書第30回口頭弁論〕に同じ	○	69枚紐綴じ
2-6-138	最終準備書面（第一分冊）	1993/4/14	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	損害賠償請求について 因果関係(1)法的因果関係は事実的因果関係なしには成立し得ない(2)本件三疾病の定義・病像及び病因に関する確立した医学的経験則(3)本件地域の大気環境と国際的経験則から見たその安全性(4)原告ら援用の間接証拠の評価(5)昭和61年中公審専門委員会報告について(6)大気環境政策関係文書のマネジメント性(7)まとめ	○	232枚製本
2-6-139	最終準備書面（第二分冊）	1993/4/14	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	損害賠償請求について 本件地域の大気環境に対する被告らの寄与と責任限定、故意・過失・違法性、損益相殺及び消滅時効成立の主張（個別給付額一覧表）	×	161枚製本
2-6-140	最終準備書面（第四分冊）	1993/4/14	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	各原告の損害賠償請求の個別的問題について 各論 各原告の概要・主治医の診断・疾病罹患及び病因・症状の程度・損害等について	△	218枚製本
2-6-141	最終準備書面（第三分冊）	1993/4/14	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	各原告の損害賠償請求の個別的問題について 総論 (1)鑑別すべき他疾病(2)喫煙歴とアレルギー(3)本件地域における公害健康被害補償制度の運用実態(4)本件における主治医診断の特徴(5)症例検討の医学的正当性について(6)個別原告の損害の把握	△	77枚製本
2-6-142	最終準備書面（第五分冊）	1993/4/14	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	差止請求について 差止請求の不適法性及び不当性、環境基準について	○	37枚製本
2-6-143	準備書面（第1の2）	1994/7/27	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	水島臨海工業地帯の沿革及び被告らの事業の重要性、環境行政の推移及び企業の対応	○	82枚製本
2-6-144	準備書面（第2）	1994/7/27	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	倉敷市における大気環境濃度の自動測定実施状況、本件地域における大気汚染の実情、本件地域と国内他都市との比較	○	16枚製本
2-6-145	準備書面（第3）	1994/7/27	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	各物質の発生機序と大気汚染防止対策、被告らの生産工程と大気汚染防止対策	○	88枚製本
2-6-146	準備書面（第4）	1994/7/27	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	事実的因果関係の究明、原告らの援用する疫学調査の問題点、その他の間接事実の位置づけ	○	19枚製本
2-6-147	準備書面（第5）	1994/7/27	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	補償法の成立経緯及び補償制度の概要、各原告に対する給付状況及び当該給付と本件訴訟との関係、消滅時効の援用（個別給付額一覧表）	×	40枚製本
2-6-148	準備書面（第5）	1994/8/31	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	補償法の成立経緯及び補償制度の概要	○	31枚製本
2-6-149	準備書面（第6）	1994/7/27	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	慢性気管支炎・肺気腫及び気管支喘息、三疾病と大気汚染との関係	○	25枚製本
2-6-150	準備書面（第7）	1994/7/27	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	各発生源の大気環境濃度に及ぼす影響、本地域における発生源の大気環境濃度に及ぼす影響	○	26枚製本
2-6-151	準備書面（第8）	1994/7/27	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	疫学の定義、疫学の研究方法と因果関係の判断、大気汚染に係るわが国における従来の諸疫学調査・研究	○	35枚製本
2-6-152	準備書面（第9）	1994/7/27	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	本件差止請求の趣旨が不特定であることについて、本件差止請求を基礎づける権利主張の不明確性及び不備について、請求の趣旨記載の各数値を差止基準として主張することの不当性について、差止の必要性について	○	30枚製本
2-6-153	準備書面（第10）	1994/7/27	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	吉田論文、六都市調査・鈴木資料	○	48枚製本

## 6. 準備書面他 資料目録

2-6-154	準備書面 (第11)	1994/7/27	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	常俊論文の具体的問題点	○	25枚製本
2-6-155	準備書面 (第12)	1994/7/27	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	県調査の概要と問題点、坪田論文等の概要と問題点、因果関係の推定と坪田論文等との関係	○	58枚製本
2-6-156	準備書面 (第13)	1994/7/27	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	「倉敷市児童生徒特別健康調査報告書による疫学調査結果」に関して本調査に至る経緯、本調査の概要、実施要領の問題点、本調査の問題点、本調査の結論 (批判的検討)	○	42枚製本
2-6-157	準備書面 (第14)	1994/7/27	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	複数の原因と責任の範囲、原告ら準備書面 (三)「第一 共同不法行為論」に対する反論、原告ら準備書面 (三)「第二 倉敷公害と共同不法行為」に対する認否及び反論	○	25枚製本
2-6-158	準備書面 (第15)	1994/7/27	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	公害健康被害補償法での病名診断について、本件疾病と大気汚染	○	34枚製本
2-6-159	準備書面 (第16)	1994/7/27	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	本件訴訟における因果関係論、「疫学的因果関係認定における検討手法」に対する反論、疫学調査の信頼性	○	46枚製本
2-6-160	準備書面 (第17)	1994/7/27	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	地域総合シミュレーション、岡山県が行った地域総合シミュレーション (「倉敷地域窒素酸化物排出総量削減計画」) について、被告八社の昭和52年度における寄与割合	○	9枚製本
2-6-161	書証申出書	1994/7/27	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	乙号証A1~8、B1~110、C1~45の標目	○	23枚製本
2-6-162	書証目録	(1994/7/27)		乙号証A1~8、B1~110、C1~45の標目及び認否	○	24枚ホッチキス止め
2-6-163	上申書	1994/7/27	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	被告らが一次訴訟の第一審判決を誤判であるとする事実の指摘	○	23枚ホッチキス止め
2-6-164	第18準備書面 (第一分冊)	1994/8/31	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	損害賠償請求について 因果関係(1)法的因果関係は事実的因果関係なしには成立し得ない(2)本件三疾病の定義・病像及び病因に関する確立した医学的経験則(3)本件地域の大气環境と国際的経験則から見たその安全性(4)原告ら援用の間接証拠の評価(5)昭和61年中公審専門委員会報告について(6)大气環境政策関係文書のマネジメント性(7)まとめ	○	239枚製本
2-6-165	第18準備書面 (第二分冊)	1994/8/31	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	損害賠償請求について 本件地域の大气環境に対する被告らの寄与と責任限定、故意・過失・違法性、損益相殺の主張	○	144枚製本
2-6-166	第18準備書面 (第三分冊)	1994/8/31	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	各原告の損害賠償請求の個別的問題について (1)鑑別すべき他疾病(2)喫煙歴とアレルギー(3)本件地域における公害健康被害補償制度の運用実態(4)本件における主治医診断の特徴(5)個別原告の損害の把握	○	57枚製本
2-6-167	第18準備書面 (第四分冊)	1994/8/31	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	差止請求について 差止請求の不適法性及び不当性、環境基準について	○	35枚製本
2-6-168	第19準備書面 (第一分冊)	1994/8/31	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	因果関係について 疾病多発の不存在、大気汚染が本件三疾病の原因たり得ることは医学的に明らかといえるか、大気汚染が本件三疾病の原因たり得ることは疫学的に明らかといえるか、昭和61年中公審専門委員会報告について、リスク・マネジメントについて	○	68枚製本
2-6-169	第19準備書面 (第二分冊)	1994/8/31	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	故意・過失・違法性に関する原告らの主張について 原告主張「二酸化窒素にかかる旧環境基準値の正当性」に対する反論、排出量及び本件地域の環境濃度に関する原告らの主張について、原告らの主張する汚染原因について、原告らのシミュレーション批判について	○	103枚製本
2-6-170	書証申出書	1994/8/25	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	乙号証D1~272、F1~43、G1~11、旭化1~12、岡化1~3、川鉄1~31、中電1~10、日鉱1~16、共火1~2、菱化1~5、三石1、K1~8の標目	○	57枚製本
2-6-171	原告本人尋問申出書	1994/8/26	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	(1)原告本人の表示(2)尋問時間(3)証すべき事実(4)尋問事項	△	7枚ホッチキス止め
2-6-172	第20準備書面 (第一分冊)	1996/6/12	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	各原告の症例の概要	△	245枚製本
2-6-173	第20準備書面 (第二分冊)	1996/6/12	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	各原告の症例の概要	△	201枚製本
2-6-174	書証申出書	1996/7/30	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	乙号証B111~116、K9の標目	○	2枚製本
2-6-175	準備書面 (第一)	1990/2/28	被告ら訴訟代理人弁護士 下飯坂常世	各原告に対する補償法の給付状況及び当該給付と本訴請求との関係、消滅時効の援用 (個別給付額一覧表)	×	20枚製本

2-6-176	補充準備書面（第一分冊）	1993/6/23	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	因果関係、原告個々人の疾病罹患等に係る問題点について、損害論について	△	107枚製本
2-6-177	補充準備書面（第二分冊）	1993/6/23	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	故意・過失・違法性に関する原告らの主張について、原告主張「二酸化窒素にかかる旧環境基準値の正当性」に対する反論、排出量及び本件地域の環境濃度に関する原告らの主張について、原告らの主張する汚染原因について、原告らのシミュレーション批判について	○	103枚製本
2-6-178-1	〔臨床尋問調書簿 原サキエ寺見豊子〕	1987/11/16		原告寺見豊子の陳述書 1家族構成 2居住歴 3職歴 4喫煙歴 5発病時期、その後の経過 6現在の状況	△	4枚ホッチキス止め
2-6-178-2	〔臨床尋問調書簿 原サキエ寺見豊子〕	1987/11/16		原告篠原サキエの陳述書 1家族構成 2居住歴 3職歴 4喫煙歴 5発病時期と経過 6その他	△	3枚ホッチキス止め
2-6-178-3	〔臨床尋問調書簿 原サキエ寺見豊子〕	1987/11/16		原告寺見豊子の陳述書 1家族構成 2居住歴 3職歴 4喫煙歴 5発病時期、その後の経過 6現在の状況	△	4枚ホッチキス止め
2-6-178-4	〔臨床尋問調書簿 原サキエ寺見豊子〕	1987/11/20		原告篠原サキエの証拠保全期日調書（本人調書）	△	7枚ホッチキス止め
2-6-178-5	〔臨床尋問調書簿 原サキエ寺見豊子〕	1987/11/20		原告寺見豊子の証拠保全期日調書（本人調書）	△	7枚ホッチキス止め
2-6-178-6	〔臨床尋問調書簿 原サキエ寺見豊子〕	1987/11/26		原告篠原サキエの証拠保全期日調書（本人調書）	△	7枚ホッチキス止め
2-6-178-7	〔臨床尋問調書簿 原サキエ寺見豊子〕	1987/11/26		原告寺見豊子の証拠保全期日調書（本人調書）	△	7枚ホッチキス止め
2-6-179-1	〔原告木村多加志 本人調書〕	1985/2/7		原告木村多加志の陳述 病歴、現在の生活の様子、家族構成、職業歴	△	12枚ホッチキス止め
2-6-179-2	〔原告木村多加志 陳述書〕	1985/1/31		甲-F-2号証 原告木村多加志の陳述書 家族構成、居住歴、職歴、喫煙歴、発病時期その後の経過、病気による影響	△	5枚ホッチキス止め
2-6-180	抗告状	1990/9/27	抗告人ら訴訟代理人弁護士 下飯坂常世	原決定の表示、抗告の趣旨、申立の理由、抗告人目録、相手方目録、文書目録、原告目録（岡山地方裁判所は文書提出命令の申立を却下、被告人らはこの決定を不服として即時抗告の申立をする）	△	6枚ホッチキス止め
2-6-181	意見書	1990/12/17	抗告人（原告）代理人弁護士 一井淳治	平成2年（ラ）第60号意見書 1本件事件とは 2全国6つの裁判所に係属している本件事件と同様の事件 3被告企業は倉敷市の公害認定審査会の認定した病名そのものが間違いだとして認定資料を提出させ「専門家」に鑑定させようとしているが、これは裁判をいたずらに長期化させるものである 4カルテと市の認定資料が問題となった全国の4つの裁判の事例	○	4枚ホッチキス止め
2-6-182	抗告理由書（その1）	1990/10/18	抗告人代理人弁護士一井 淳治	平成2年（ラ）第60号抗告理由 1原決定は事実認定を誤り、かつ民法312条3号前段の解釈通用を誤っている 2作成主体を倉敷市長とすることは誤っている 3本件各文書が相手方らの利益のために作成された文章と認定することは誤っている 4本件各文書が倉敷市長の行う処分適性を担保し証拠資料となる意義は患者らのためのものである 5文書の利益性について概念の曖昧さ	○	3枚ホッチキス止め
2-6-183-1	決定	1991/3/28	広島高等裁判所岡山支部 第二部	平成2年（ラ）第60号及び本案被告の抗告事件に対する決定 主文（本件各抗告を棄却する）、理由、当事者目録	△	15枚ホッチキス止め
2-6-183-2	抗告理由書（その1）	1990/10/18	抗告人ら代理人弁護士一井 淳治	平成2年（ラ）第60号抗告理由 1原決定は事実認定を誤り、かつ民法312条3号前段の解釈通用を誤っている 2作成主体を倉敷市長とすることは誤っている 3本件各文書が相手方らの利益のために作成された文章と認定することは誤っている 4本件各文書が倉敷市長の行う処分適性を担保し証拠資料となる意義は患者らのためのものである 5文書の利益性について概念の曖昧さ	○	3枚ホッチキス止め

2-6-183-3	意見書	1990/12/17	抗告人（原告）代理人弁護士一井淳治外	平成2年（ラ）第60号意見書 1本件事件とは 2全国6つの裁判所に係属している本件事件と同様の事件 3被告企業は倉敷市の公害認定審査会の認定した病名そのものが間違いだとして認定資料を提出させ「専門家」に鑑定させようとしているが、これは裁判をいたずらに長期化させるものである 4カルテと市の認定資料が問題となった全国の4つの裁判の事例	○	4枚ホッチキス止め
2-6-183-4	抗告理由書	1990/10/23	抗告人訴訟代理人弁護士下飯坂常世	岡山地方裁判所平成元年（モ）第1270号文書提出命令事件の決定に対する即時抗告の理由	○	4枚ホッチキス止め
2-6-183-5	抗告理由書に対する意見書	1990/12/7	右相手方ら代理人弁護士下飯坂常世	平成2年（ラ）第60号平成2年10月18日付で提出した抗告理由書記載の本案原告らの主張は理由がなく却下すべきである	○	4枚ホッチキス止め
2-6-184	決定	1990/9/25	岡山地方裁判所第二民事部裁判長裁判官將積良子	平成元年（モ）第1270号・第1271号文書提出命令申立事件について平成2年9月18日に行った決定に誤謬あり 主文、当事者目録	○	3枚ホッチキス止め
2-6-185	抗告状	1990/9/22	抗告人ら代理人弁護士一井淳治	平成元年（モ）第1271号につき平成2年9月18日の文書提出命令を不服として抗告 主文、抗告の趣旨、抗告の理由、当事者目録、文書目録	△	25枚ホッチキス止め
2-6-186	決定	1990/9/18	岡山地方裁判所第二民事部裁判長裁判官將積良子	平成元年（モ）第1270号・第1271号文書提出命令申立事件についての決定 主文（倉敷市長は文書目録記載の各文書を当裁判所に提出せよ、倉敷市長に対するその余の申立及び水島協同病院に対する申立を却下する）、理由、別紙1～12	△	67枚紐綴じ
2-6-187	決定	1994/1/20	岡山地方裁判所第二民事部裁判長裁判官將積良子	平成元年（モ）第1266号・第1269号文書提出命令申立事件（第三次訴訟）についての決定 主文（倉敷市長は文書目録記載の各文書を当裁判所に提出せよ、倉敷市長に対するその余の申立及び水島協同病院に対する申立を却下する）、理由、別紙1～9	△	50枚紐綴じ
2-6-188	決定	1994/1/20	岡山地方裁判所第二民事部裁判長裁判官將積良子	平成元年（モ）第1267号・第1268号文書提出命令申立事件（第二次訴訟）についての決定 主文（倉敷市長は文書目録記載の各文書を当裁判所に提出せよ、倉敷市長に対するその余の申立及び水島協同病院に対する申立を却下する）、理由、別紙1～9	△	54枚紐綴じ
2-6-189	原告最終準備書面補充書（第1分冊） 総論	1993/6/23	原告ら訴訟代理人弁護士山崎博幸外	総論（1被告最終準備書面「本件における主治医診断書の特徴」に関して、2本件各疾病の定義に関する被告ら主張の誤り、3公害健康被害補償制度の運用に関して、4被告らの疫学調査などに対する批判について、5昭和61年専門委員会報告について、6被告らの「大気汚染の健康影響に関する国際的経験則」に対する批判、7「公害防止対策」に関する被告ら主張の欺瞞性、8岡山県シミュレーションについて、9損害論、10消滅時効） 原告主張の要約	△	173枚製本
2-6-190	原告最終準備書面補充書（第2分冊） 各論	(1993/6/23)	原告ら訴訟代理人弁護士山崎博幸外	各論（各原告に対する被告の主張とその誤り及び損害について）	△	146枚製本
2-6-191	準備書面（第1）	1984/10/3	被告ら訴訟代理人弁護士下飯坂常世	はじめに、1水島臨海工業地帯の沿革及び被告らの事業の重要性、2環境行政の推移及び企業の対応、3水島における大気環境保全行政・施策の推移及び企業の対応	○	82枚紐綴じ
2-6-192	準備書面（第2）	1984/10/3	被告ら訴訟代理人弁護士下飯坂常世	はじめに、1倉敷市における大気環境濃度の自動測定実施状況、2本件地域における大気汚染の実情、3本件地域と国内他都市との比較	○	15枚ホッチキス止め
2-6-193	準備書面（第3）	1984/12/5	被告ら訴訟代理人弁護士下飯坂常世	1序論、2核物質の発生機序と大気汚染防止対策、3被告らの生産工程と大気汚染防止対策	○	87枚ホッチキス止め
2-6-194	準備書面（第4）	1984/12/5	被告ら訴訟代理人弁護士下飯坂常世	1はじめに、2事実的因果関係の究明、3原告らの援用する疫学調査の問題点、4その他の間接事実の位置づけ、5おわりに	○	19枚ホッチキス止め
2-6-195	準備書面（第5）	1985/2/13	被告ら訴訟代理人弁護士下飯坂常世	はじめに、1補償法の成立経緯及び補償制度の概要、2各原告に対する給付状況及び当該給付と本件訴訟との関係、3消滅時効の援用（個別給付額一覧表）	×	40枚ホッチキス止め
2-6-196	準備書面（第6）	1985/4/10	被告ら訴訟代理人弁護士下飯坂常世	1はじめに、2慢性気管支炎・肺気腫及び気管支喘息 3三疾病と大気汚染との関係 4おわりに	○	25枚ホッチキス止め

2-6-197	準備書面 (第7)	1985/6/12	被告ら訴訟代理人弁護士 下飯坂常世	はじめに、1各発生源の大気環境濃度に及ぼす影響、2本地域における発生源の大気環境濃度に及ぼす影響、おわりに	○	26枚ホッチキス止め
2-6-198	準備書面 (第8)	1985/8/28	被告ら訴訟代理人弁護士 下飯坂常世	1はじめに、2疫学の定義、3疫学の研究方法と因果関係の判断、4大気汚染に係るわが国における従来の諸疫学調査・研究	○	34枚ホッチキス止め
2-6-199	準備書面 (第9)	1985/10/9	被告ら訴訟代理人弁護士 下飯坂常世	はじめに、1本件差止請求の趣旨が不特定であることについて、2本件差止請求を基礎づける権利主張の不明確性及び不備について、3請求の趣旨記載の各数値を差止基準として主張することの不当性について、4差止の必要性について、おわりに	○	30枚ホッチキス止め
2-6-200	準備書面 (第10)	1985/12/11	被告ら訴訟代理人弁護士 下飯坂常世	1はじめに、2吉田論文、3六都市調査・鈴木資料、4おわりに	○	48枚ホッチキス止め
2-6-201	準備書面 (第11)	1986/2/5	被告ら訴訟代理人弁護士 下飯坂常世	1はじめに、2常俊論文の具体的問題点、3おわりに	○	25枚ホッチキス止め
2-6-202-1	準備書面 (第12)	1986/2/5	被告ら訴訟代理人弁護士 下飯坂常世	1はじめに、2県調査の概要と問題点、3坪田論文等の概要と問題点、4因果関係の推定と坪田論文等との関係、5おわりに	○	37枚ホッチキス止め
2-6-202-2	準備書面 (第12) 添付図表	(1986/2/5)	被告ら訴訟代理人弁護士 下飯坂常世	岡山県における呼吸器症状有訴率調査実施状況ほか添付図表(1~11)	○	22枚ホッチキス止め
2-6-203	準備書面 (第13)	1986/4/9	被告ら訴訟代理人弁護士 下飯坂常世	1はじめに、2本調査に至る経緯、3本調査の概要、4実施要領の問題点、5本調査の問題点、6本調査の結論-批判的検討	○	42枚ホッチキス止め
2-6-204	準備書面 (第14)	1986/6/18	被告ら訴訟代理人弁護士 下飯坂常世	1複数の原因と責任の範囲、2原告ら準備書面(三)「第一共同不法行為論」に対する反論、3原告ら準備書面(三)「第二 倉敷公害と共同不法行為」に対する認否及び反論	○	24枚ホッチキス止め
2-6-205	準備書面 (第15)	1986/9/10	被告ら訴訟代理人弁護士 下飯坂常世	はじめに、1公害健康被害補償法での病名診断について、2本件疾病と大気汚染	○	33枚ホッチキス止め
2-6-206	準備書面 (第16)	1986/9/10	被告ら訴訟代理人弁護士 下飯坂常世	1本件訴訟における因果関係論、2「疫学的因果関係認定における検討手法」に対する反論、3疫学調査の信頼性	○	46枚ホッチキス止め
2-6-207-1	最終準備書面 (第一分冊)	(1994/月日未詳)	(被告ら訴訟代理人)	序論(1本件疾病の特徴、2大気汚染の健康影響に関する国際的経験則と本件地域の気象環境、3公健法の認定について、4大気汚染と本件三疾病との因果関係、5損益相殺及び消滅時効、6原告らは公健法の補償を受けているのだから本件損害賠償請求は認められない、7差止請求について	○	13枚ホッチキス止め
2-6-207-2	最終準備書面 (第一分冊)	(1994/月日未詳)	(被告ら訴訟代理人)	本件三疾病の定義・病像及び病因に関する確立した医学的経験則	○	31枚ホッチキス止め
2-6-208	最終準備書面 (第三分冊)	1994/4/14	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	各原告の損害賠償請求の個別的問題について 総論(1鑑別すべき多疾病、2喫煙歴とアレルギー、3本件地域における公害健康被害補償制度の運用実態、4本件における主治医診断書の特徴、5症例検討の医学的正当性について、6個別原告の損害の把握)	△	77枚紐綴じ
2-6-209	〔丸屋証人調書 第13回口頭弁論〕	1986/4/9		証人丸屋博の供述。公害被害について著書『公害にいどむ』を元に供述。水島検疫所長時代の工場排水調査について。水の汚染による水島港での漁業被害。呼松水路での大量の死魚事件。イ草などの農業被害。岡山県福田干拓地の買い上げに関係する裁判における証言。呼松住民の健康調査について。当時の患者について。	△	66枚リング ファイル綴じ
2-6-210	〔丸屋証人調書 第14回口頭弁論〕	1986/6/18		被告代理人による1986/4/9の第13回口頭弁論における丸屋証人の供述内容に関する確認と質問。検疫所長時代の工場排水調査について。環境基準と廃水とは比較すべきものではない。岡山県のイ草生産衰退の理由。用水の淡水魚の斃死場所は企業群の北側である。喘息から肺気腫になるという診断はつけられるのか。個々の患者の病因について。健康調査の問題点について。(回答者数は地域を正しく代表しているかどうか等)	△	102枚リング ファイル綴じ
2-6-211	意見陳述書	(1991/月日未詳)		原告兼信美由紀の意見陳述。満1歳に発病してから今日までの病気についての辛い記憶。	△	3枚紐綴じ
2-6-212	陳述書	(1992/月日未詳)		原告兼信美由紀の陳述書。1.経歴 2.現在にいたる症状	△	5枚紐綴じ
2-6-213	〔一次訴訟 書証 目録 甲号証〕	年月日未詳	(岡山地方裁判所)	原告提出分の書証目録。甲A号証から甲G号証について、期日、標目等、認否について記載したもの。	○	186枚紐綴じ

## 6. 準備書面他 資料目録

2-6-214	口頭弁論調書	1988/9/7	(岡山地方裁判所第二民事部)	昭和63年9月7日の第25回口頭弁論調書から平成2年7月4日の第39回口頭弁論調書までが綴じられている。この間提出分の書証目録(甲・乙双方)あり。	○	54枚紐綴じ
2-6-215	〔一次訴訟 書証目録 乙号証〕	年月日未詳	(岡山地方裁判所)	被告提出分訴訟目録。乙A号証から検乙号証について、期日、標目等、認否について記載したもの。	○	147枚ファイル綴じ
2-6-216	被告書証申出書	1985/4/10	被告ら訴訟代理人弁護士 下飯坂常世	昭和60年4月10日の書証申出書(第一)から平成4年12月22日の書証申出書(通し番号の記載なし)が綴じられている。第一から第四までは通し番号あり。この内、第二七、第三五～三七が欠けている。平成4年11月27日と平成4年12月22日のものは通し番号の記載なし。	○	203枚紐綴じ
2-6-217	被告証拠説明書	1985/12/11	被告ら訴訟代理人弁護士 下飯坂常世	昭和60年12月11日の証拠説明書(第二)から平成元年1月20日の証拠説明書(第一四)までが綴られている。第一は欠けている。	○	224枚ファイル綴じ
2-6-218	〔被告人証等申出書〕	1984/3/2	被告ら訴訟代理人弁護士 下飯坂常世	昭和59年3月2日の答弁書から平成4年10月12日の検証申出書までが綴じられている。人証申出書(第二、第三)、被告らの立証計画に係る上申書、文書送付嘱託の申立書、上申書、書証認否書(第七、第八)等を含む。	△	46枚ファイル綴じ
2-6-219	〔倉敷公害二次訴訟綴〕	1986/11/7	原告ら訴訟代理人弁護士 一井淳治	昭和61年11月7日の訴状から平成6年6月23日の訴訟進行についての意見書までが綴じられている。被告答弁書、訴訟救助付与の申立及びその決定、被告準備書面(第一)、意見陳述書、被告上申書、被告文書送付嘱託の申立書他。	×	165枚ファイル綴じ
2-6-220	〔倉敷公害三次訴訟綴〕	1988/11/7	原告ら訴訟代理人弁護士 一井淳治	昭和63年11月7日の訴状から平成8年1月4日の川崎製鉄(株)の登記簿謄本までが綴られている。被告答弁書、被告上申書、意見陳述書、被告文書送付嘱託の申立書他。	×	158枚ファイル綴じ
2-6-221	口頭弁論調書2次・3次	1987/2/18	(岡山地方裁判所第二民事部)	昭和62年2月18日の第1回口頭弁論調書から平成8年12月26日の第46回口頭弁論調書(和解)までが綴じられている。口頭弁論調書には、期日、当事者の出頭状況、弁論の要領などが書かれている。	△	117枚紐綴じ
2-6-222	第二・三次原告準備書面	1994/7/27	原告ら訴訟代理人弁護士 山崎博幸	準備書面(一)から(六)までが綴じられている。(一)水島の大気汚染の状況と被害の実態について(二)倉敷公害と共同不法行為について(三)大気汚染と被害の因果関係について(四)被告らの第四準備書面に対する反論(五)公害健康被害補償法と民事責任及び時効の援用について(六)本件地域における疫学調査について	○	130枚紐綴じ
2-6-223	〔第二・三次書証申出書〕	1995/3/13	被告ら訴訟代理人弁護士 畠山保雄	平成7年3月13日の書証申出書から平成8年10月30日の書証申出書までが綴られている。平成7年7月3日の原告上申書、平成7年7月12日及び8月14日上申書では、個別原告本人尋問の打ち切りに関して意見が述べられている。	○	100枚紐綴じ
2-6-224	2次・3次書証目録 甲号証	年月日未詳	(岡山地方裁判所)	原告提出分書証目録。甲A号証から甲L号証について、期日、標目等、認否について記載したもの。原告証人等目録あり。	○	200枚紐綴じ
2-6-225	2次・3次書証目録 乙号証	年月日未詳	(岡山地方裁判所)	被告提出分書証目録。乙A号証から乙K号証について、期日、標目等、認否について記載したもの。	○	316枚紐綴じ
2-6-226	〔2次・3次原告本人調書綴〕	1995/2/15		平成7年2月15日の第29回口頭弁論における原告8名の証言記録。(高見昭男、庄司國廣、渋谷圭子、河野栄、大田ツヤ子、川原正一、橋口和子、合田毅)平成7年1月18日の所在尋問における原告4名の証言記録。(小田和幹、相原國雄、井上潔、大野秋太郎)	△	231枚ファイル綴じ
2-6-227	〔2次・3次梅田博道証人調書〕	1996/7/10		平成8年7月10日の第41回口頭弁論における被告証人梅田博道氏の証言の記録。症例検討意見書を元に原告71名の病態について証言。他に反対尋問事項書、認定疾病一覧表、症例検討に使用した資料に関する上申書、症例検討意見書が綴られている。	△	154枚紐綴じ
2-6-228	〔2次・3次中島重徳、梅田博道証人調書〕	1996/6/19		平成8年6月19日の第40回口頭弁論、平成8年8月21日第42回口頭弁論における被告証人中島重徳氏の証言の記録。喘息の原因、症例検討意見書を元に原告の病態について証言。平成8年9月25日第43回口頭弁論における被告証人梅田博道氏の反対尋問の記録。	△	380枚紐綴じ
2-6-229	控訴状	1994/3/30	控訴人代理人弁護士畠山保雄	控訴の趣旨①原判決中控訴人らの敗訴部分の取り消し②被控訴人らの請求の棄却③訴訟費用は第一、第二審とも被控訴人らの負担とする。	×	12枚冊子

## 6. 準備書面他 資料目録

2-6-230	控訴状	1994/4/4	控訴人代理人山崎博幸	控訴の趣旨①排出差し止め②損害賠償請求③一審、二審の訴訟費用は被控訴人らの負担とする。④①、②についての仮執行宣言。他に平成6年5月27日の上申書が綴られている。	×	17枚冊子
2-6-231	倉敷（控訴）原告準備書面	1995/3/1	控訴人（一審原告）代理人山崎博幸	第一次訴訟判決の意義と課題。個別原告損害額の問題点について。	△	234枚紐綴じ
2-6-232	倉敷（控訴）被告準備書面	1995/3/3	控訴人ら訴訟代理人弁護士畠山保雄他	控訴理由及び準備書面（一）から（四）までが綴られている。因果関係、汚染寄与、各原告の疾病認定について原判決の誤りを指摘している。	△	255枚紐綴じ
2-6-233	〔倉敷公害・控訴審級〕	1994/3/9	高橋ミテほか原告/控訴人代理人山崎博幸/控訴人ら訴訟代理人弁護士畠山保雄他	平成6年3月9日の石田正也他弁護士を訴訟代理人とする委任状～平成9年2月14日の印紙代納付書までが綴られている。訴訟救助付与の決定、答弁書、意見陳述書、原判決の事実適示について、上申書、書証申出書、立証計画書、人証の申出書、意見書、尋問事項など	△	209枚紐綴じ
2-6-234	〔倉敷公害一次訴訟 地裁高裁口頭弁論調書〕	1984/3/29	（岡山地方裁判所第二民事部）	地裁については、昭和59年3月29日～平成6年3月23日の第1回から第53回の口頭弁論調書、高裁については平成7年3月16日～平成8年12月26日の第1回から第12回の口頭弁論調書が綴られている。口頭弁論調書には、事件の表示、期日、場所及び公開の有無他が記されている。高裁書証目録の一部分あり。	△	171枚ファイル綴じ
2-6-235	書証申出書高裁	1995/5/9	控訴人ら訴訟代理人弁護士畠山保雄	被告書証申出書の第50、第51、平成7年11月14日分、第53、第60が綴られている。	○	10枚紐綴じ
2-6-236	佐々木孝夫証人調書	1996/5/14		平成8年5月14日の高裁第8回口頭弁論における被告証人佐々木孝夫氏の証言の記録。気管支喘息の原因について。気道の過敏性が気管支喘息の本態であり、アレルギーによって形成される慢性炎症が気道の過敏性をもたらす機序のひとつである。慢性気管支炎・肺気腫の原因は喫煙である。	△	117枚紐綴じ
2-6-237	〔山口誠哉証人調書〕	1996/9/19		平成8年9月19日の高裁第10回口頭弁論における被告証人山口誠哉氏の証言の記録。二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の健康影響について。	△	104枚紐綴じ
2-6-238	〔山口誠哉証人調書〕	1996/11/19		平成8年11月19日の高裁第11回口頭弁論における被告証人山口誠哉氏の証言の記録。第10回口頭弁論の反対尋問。	○	91枚紐綴じ
2-6-239	検証調書	1985/5/31	岡山地方裁判所第二民事部	被告ら事業所と住宅地の位置範囲、地形的状況、各事業所の位置関係、規模、現状及び模様（操業関係）、双方の主張の明確を明らかにすることを目的に、海上、山上、車上から行われた検証の記録。指示説明書と写真（65点）。	○	82枚ファイル綴じ
2-6-240	倉敷公害検証調書	1985/09/19	岡山地方裁判所第二民事部	川崎製鉄(株)水島製鉄所、日本鉱業(株)水島製油所、三菱化成工業(株)水島工場、中国電力(株)水島発電所の公害防止装置について、各装置の位置および規模・現状、双方の主張の明確を明らかにすることを目的に当該事業所において行われた検証の記録。指示説明と写真（60点）。	○	122枚紐綴じ
2-6-241	準備書面（第一八）	1992/09/16	被告ら訴訟代理人弁護士畠山保雄	提出された各書証と乙J6号証の要部を整理したものの「症例の概要」（第一次倉敷公害書証原告53名分）	△	220枚ホチキスどめ